

藤田医科大学障がい学生支援に関する基本方針

施行 令和3年3月1日

1. 趣旨

藤田医科大学は、障がいのある学生及び入学を希望する障がいのある者（以下、障がい学生等という）を含むすべての学生に対し、平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「国連・障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法（昭和45年法律第85号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の基本理念、目的及び対応指針に基づき、障がいにより学生生活に不利益が生じないように必要かつ適切な支援及び環境整備を行う。

2. 不当な差別的取扱いの禁止

藤田医科大学は、正当な理由なく、障がいを理由として、教育その他のサービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい学生等でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障がい学生等の権利利益を侵害しない。

3. 合理的配慮

障がい学生に対し、その障がいの内容や程度に応じ個別に必要かつ合理的な配慮を行うことにより、障がい学生等を含むすべての学生に質の高い教育を提供する。合理的配慮は学術研究機関としての本質や評価基準の変更を伴わない範囲で行われることとする。

4. 支援体制

障がい学生等の支援は、各学部、研究科及び学生部等、学生生活に関わるすべての部門の教職員が行う。支援の提供に当たっては、学長の下、学生部が主体となり各学部、研究科及び必要に応じて学内外機関と連携し幅広い支援の提供について検討を行う。

5. 研修・理解促進

障がい学生等に対する支援活動を通じて、学生一人ひとりが、相互に人格・個性を尊重しながら、より良い人間関係を築き、障がいについて理解する機会を提供する。また、すべての大学関係者を対象として、障がい者差別の解消に向けた研修を行う。

6. 基本方針の周知徹底

学長は、本基本方針の目的を達成するために、基本方針の周知徹底を行い、規程の整備や相談窓口の整備を行う。

附則

この基本方針は、令和3年3月1日から施行する。